第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（２０２３年度）

住　　所　長崎市新地町３番１７号

事業者名　長崎自動車株式会社
代表者名　代表取締役社長　森田　誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子対応車両	・車椅子対応車両を１５台導入する。（２０２３年度）	・計画通り実施済

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
公共交通移動等円滑化基準に適合する車両の購入	・車両の新規購入の際は、車椅子対応車両を購入する。（２０２３年度）	・計画通り実施済 全て車椅子対応を購入

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
市町交通費助成事業ICカード化	・未導入の自治体と協議し、交通費助成事業のICカード化を図る。（２０２３年度）	・長崎市及び時津町にて実施済

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
音声案内による補助放送の活用	・音声合成システムによる補助放送を活用し、車内にて高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する放送を実施する。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
運行管理者を中心とした机上及び実技訓練実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者へ高齢者疑似体験等の実技訓練を実施する。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・車内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を各営業所にて実施。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者の多い停留所である虹が丘（停）に上屋を設置。
・視覚障害者団体の方や就労支援事業所等との乗務員を含めた意見交換を実施。諸課題を共有し、取組の改善に活用した。

（３）報告書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載

（４）その他

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（２０２４年３月３１日現在）

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	524	315	155	156	4	0	4	209	43	0	0	166	0	0
年度内に供用を開始した車両数	16	15	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	6	4	0	4	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度末車両数	534	326	170	152	4	0	4	208	42	0	0	166	0	0

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第７号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（２０２３年度）

住　　所　長崎市新地町３番１７号

事業者名　長崎自動車株式会社
代表者名　代表取締役社長　森田　誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
障害者用トイレの整備	・長崎新地ターミナルにおけるオストメイト用設備の設置に向けた検討協議。（２０２３年度）	・協議実施中 ２０２４年度再計画

②　バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
公共交通移動等円滑化基準に適合する障害者用設備の導入	・設備改修の際は、公共交通移動等円滑化基準に適合する設備を設置する。（２０２３年度）	・左記に係る設備改修発生せず

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
長崎空港線における優先席設置についての周知	・長崎空港線における優先席設置について、幅広く周知する為、当社ホームページ上に掲載する。（２０２３年度）	・座席シートカバーに表記し周知を図った。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バスロケーションシステムの導入推進	・バスロケーションシステムの導入推進を図り、運行車両が車椅子対応車両であるかの確認も、ウェブ上にて可能にする。（２０２３年度）	・２０２４年度導入予定

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
運行管理者を中心とした机上及び実技訓練の実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者へ高齢者疑似体験等の実技訓練を実施する。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・施設内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を各営業所にて実施。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。（２０２３年度）	・計画通り実施を継続

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・長崎市移動等円滑化推進協議会において、バリアフリー特定事業計画実施状況の確認や、情報や課題の共有を図った。
・乗務員へこれまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施。
・ココウォークバスセンター待合所において、点字ブロックと椅子の距離が近い箇所がある為、椅子の移設及び撤去可否を検討中。

（３）報告書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載。

（４）その他

Ⅱ　バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（２０２４年３月３１日現在）

バスターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	バースの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	乗降場への対応	リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数
長崎新地ターミナル	長崎市	８，３００人	○	○	5	○	○	×	－	○	5
ココウォーク茂里町	長崎市	５，１００人	○	○	7	○	○	○	○	○	7
桜の里ターミナル	長崎市	３００人	○	○	2	○	○	×	－	○	2
時津北部ターミナル	時津町	３９０人	○	○	4	○	○	×	－	○	4
計　（合計）ターミナル			4	4	18	4	4	1	1	4	18

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	○

（第７号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

２．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

４．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第９条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

５．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

６．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

７．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

８．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第２号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

９．リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第３号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。

10．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書
（乗合バス車両）

令和　６年　６月　２８日

住　　所　　長崎市新地町３番１７号
事業者名　　長崎自動車株式会社
代表者名　　代表取締役社長　森田　誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両においては、２０２３年度末時点の車椅子対応車両導入率は約６６％（移動円滑化基準適用除外車両は除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せて車椅子対応車両の導入を推進していく 。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車椅子対応車両	・車椅子対応車両を１５台導入する。（２０２４年度）

②　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
公共交通移動等円滑化基準に適合する車両の購入	・車両の新規購入の際は、車椅子対応車両を購入する。 （２０２４年度）

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車椅子対応バス停の精査及び周知	・車椅子の方が安全、安心してご利用頂ける様、車椅子対応バス停の精査を実施し、HP で周知を図る。（２０２４年度）

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
バス接近情報による情報提供の充実	・バスロケーションシステムを活用し、バスの接近情報や車椅子対応の車両をスマートフォンへ表示し、高齢者及び障害者の方の乗降に必要な情報を充実させる。（２０２４年度）

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・車内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を乗務員及び運行管理者について各営業所にて実施。（２０２４年度）

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。（２０２４年度）

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・利用者の多い停留所に上屋を設置する。また老朽化した上屋の改修も推進する。（２０２４年度）
・事故惹起乗務員を中心に、これまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施していく。（２０２４年度）
・視覚障害者団体の方や就労支援事業所等との乗務員を含めた意見交換を定期的に行い利用しやすいバスを目指し、諸課題の改善に繋げる。（２０２４年度）

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
バス接近情報による情報提供の充実	・バスの接近情報や車椅子対応の車両をスマートフォンへ表示し、高齢者及び障害者の方の乗降に必要な情報を充実させる。	・２０２４年度よりバスロケーションシステムを導入した為

Ⅴ　計画書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書
（バスターミナル）

令和　６年　　６月　２８日

住　　所　　長崎市新地町３番１７号
事業者名　　長崎自動車株式会社
代表者名　　代表取締役社長　森田　誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設の整備に関する事項
・当社が管理するターミナルは、平成１８年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成１８年３月に改修工事が実施されているが、より高い水準のバリアフリー化への取組を継続する。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。
・分かりやすいバリアフリー情報を提供できるようウェブサイトの改修を適時行う。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
障害者用トイレの整備	・長崎新地ターミナルにおけるオストメイト用設備の設置検討（２０２４年度）

②　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
公共交通移動等円滑化基準に適合する障害者用設備の導入	・設備改修の際は、公共交通移動等円滑化基準に適合する設備を設置する。（２０２４年度）

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
長崎空港線における優先席設置についての周知	・長崎空港線における優先席設置について、幅広く周知する為、当社ホームページ上に掲載する。（２０２４年度）

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
バスロケーションシステムの導入推進	・バスロケーションシステムの導入推進を図り、運行車両 が車椅子対応車両であるかの確認も、ウェブ及びスマートフォン上にて可能にする。（２０２４年度）

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
運行管理者を中心とした机上及び実技訓練の実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者へ高齢者 疑似体験等の実技訓練を実施する。（２０２４年度）
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・施設内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を各営業所にて実施する。（２０２４年度）

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者 の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。（２０２４年度）

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・長崎市移動等円滑化推進協議会との情報や課題の共有を図り、取組を改善する。
・事故惹起乗務員を中心に、これまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施していく。
・ココウォークバスセンター待合所において、点字ブロックと椅子の距離が近い箇所がある為、椅子の移設及び撤去可否を検討。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由

Ⅴ　計画書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。